

別表 1

事業区分	事業実施主体	事業内容	採択基準等	補助率
地域特産生産振興対策事業	埼玉県西北部特産協会	特産物の高品質化及び安定生産を図るために実施する活動に対して助成する。 （１）特産物共進会の開催 （２）地域特産物生産状況等調査の実施 （３）啓発活動 （４）その他		１／３以内
彩の国狭山茶供給体制確立事業	一般社団法人埼玉県茶業協会	狭山茶の消費拡大・生産性及び品質の向上を図るために実施する活動に対して助成する。 （１）研修会等の開催 （２）販売茶目揃会の開催 （３）啓発活動 （４）その他		１／３以内
茶生産条件整備事業	農業協同組合 農業者の組織する団体	１ 生産安定施設整備事業 気象災害の影響を回避し、高品質茶の生産安定を図るため、次に掲げる施設の整備に対して助成する。 （１）防霜施設 （２）防寒、防風施設 （３）生産安定施設 （４）特認(知事が特に必要と認めたもの) ２ 高品質・省力化機械施設整備事業 高品質化及び省力化による生産性向上を図るため、次に掲げる機械施設の整備に対して助成する。 （１）茶園栽培管理機械施設 （２）地力増強用機械施設 （３）加工省力化機械施設 （４）特認(知事が特に必要と認めたもの)	１ 生産安定施設整備事業 栽培面積がおおむね４ha以上の地区であり、事業規模については、次に掲げるとおりとする。 （１）防霜施設 受益面積がおおむね４０a以上であること。 （２）防寒、防風施設 組織的な利用が行われること。 （３）生産安定施設 組織的な利用が行われること。 ２ 高品質・省力化機械施設整備事業 高品質化又は省力化による生産性向上が図られ、機械施設の性能に適合した受益面積、利用計画等であること。 ３ 事業実施主体に掲げる「農業者の組織する団体」は、次の要件を備えていること。 （１）代表者の定めがあること。 （２）組織及び運営に関する規約等の定めがあること。 （３）構成員が原則として３戸以上であること。 ４ 補助の対象 （１）補助の対象とする機械施設は、原則として耐用年数がおおむね５年以上のものとする。 （２）補助の対象とする機械施設は、新品、新築又は新設によるものを原則とするが、地区の実情から効果が著しいと認められる場合は、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。ただし、取壊し作業等にかかる経費については、補助の対象としない。 （３）補助対象としての施設の導入を図るため、用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。	３／１０以内 ３／１０以内
	埼玉県茶苗木生産組合	茶苗木生産対策事業 優良品種の茶苗木の安定的な供給を確保するため、茶苗木の育苗ほの設置に対して助成する。	（１）助成の対象は、育苗ほの設置に要する経費のうち、生産資材費、雇人費とする。 （２）育苗ほの選定に当たっては、土質、排水等の土地条件のほか、管理作業の利便性を考慮して最も適したほ場に設置するものとする。	３／１０以内